

熊本県公報

号外 第 23 号の 2
平成 16 年 4 月 1 日 (木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康危機管理課) 1

規 則

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16 年 4 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 30 号

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
熊本県災害救助法施行細則(昭和 52 年熊本県規則第 67 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 (2) イ中「2,468,000 円」を「2,433,000 円」に改め、同表の 3 (3) アの表中

円	円	円	円	円	円	を	円	円
17,300	22,200	32,800	39,200	49,800	7,200		17,300	22,200
28,600	36,900	51,600	60,500	75,800	10,400		28,500	36,800

円	円	円	円
32,700	39,100	49,600	7,200
51,400	60,300	75,600	10,300

に改め、同表の 3 (3) イの表中「17,000」を「16,900」

に、「20,100」を「20,000」に改め、同表の 6 (2) 中「525,000 円」を「519,000 円」に改め、同表の 9 (3) 中「189,000 円」を「193,000 円」に、「151,200 円」を「154,400 円」に改め、同表の 11 (4) 中「3,200 円」を「3,300 円」に改め、同表の 12 (2) 中「138,500 円」を「137,000 円」に改める。

別表第 2 その 1 中「実費弁償の基準」を削り、同表その 1 の表中「17,600 円」を「17,400 円」に、「12,100 円」を「11,900 円」に、「11,600 円」を「11,400 円」に、「17,400 円」を「17,200 円」に、「20,900 円」を「20,700 円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

